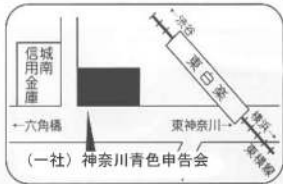


青色かながわ

発行所
一般社団法人神奈川青色申告会
横浜市神奈川区西神奈川
2-9-11 4F
TEL 045-433-5221
FAX 045-433-8403
URL: <http://kanagawa-aoiro.com/>



青色事業専従者や一般従業員（パート、アルバイトを含む）に給与を支払っている事業主の方へ

源泉指導会のお知らせ

～ 7月10日(金)迄

源泉税の納付書の書き方、手続き等、当会にて開催いたします。(予約制)

納期限

納期の特例の承認を受けている場合
令和2年1月～6月分(前期分)

7月10日(金) です。

●ご相談の際にお持ちいただくもの

- ①令和2年分 給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿
- ②源泉税の納付書
- ③令和2年分 給与所得者の扶養控除（異動）申告書
- ④令和元年分の年末調整時の資料 … 令和元年後期分の納付書(控)等

※源泉徴収簿・納付書をお持ちでない方は、事務局に用意がございますのでお申し出ください。

記載例) 専従者1人
月給 80,000円
月末払いの場合

源泉税額が0円の場合でも納付書の提出(報告)が必要です。

記載例

記載例) 専従者1人
月給100,000円
月末払いの場合

預った源泉税額の合計額を納付書を用いて金融機関等で期限(7/10)までに納付してください。

記載例

ー本部事務局及び港北出張所ご利用にあたってー

現在新型コロナウイルス感染防止の為、相談来所者数を制限の上、完全予約制にて相談業務を行っております。また6月より港北出張所も再開いたしました。いずれの会場も事前にお電話にてご予約ください。

予約電話 045-433-5221

《受付時間》本部事務局 9時30分～11時30分・13時～15時30分(月～金 祝日除く)

港北出張所 10時～11時30分・13時～14時30分(毎週月曜 祝日除く)

ご来所の際には下記の事項にご協力をお願いいたします。

- ・マスクの着用をお願いいたします。
- ・一回の相談時間を30分程度とさせていただきます。
- ・相談人数を制限しているため職員の指名はご遠慮ください。
- ・熱がある等の健康に不安がある方はご遠慮ください。

令和2年度 収支予算書

自：令和 2年 4月 1日

至：令和 3年 3月31日

(単位：円)

科目	令和2年度 予算額	令和元年度 予算額	増減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①基本財産運用益	400	400	0
基本財産運用益	400	400	0
②受取入会金	50,000	50,000	0
受取入会金	50,000	50,000	0
③受取会費	60,246,000	62,388,000	△2,142,000
受取会費	60,246,000	62,388,000	△2,142,000
③事業収益	7,640,000	8,750,000	△1,110,000
共済手数料収益	1,700,000	2,100,000	△400,000
小規模企業共済手数料収益	1,200,000	1,800,000	△600,000
労働保険手数料収益	1,800,000	1,900,000	△100,000
労働保険税戻金収益	500,000	500,000	0
青色帳簿売上収益	40,000	50,000	△10,000
会計ソフト販売手数料収益	1,000,000	1,000,000	0
受託事業収益	1,400,000	1,400,000	0
④雑収益	2,449,500	2,572,000	△122,500
雑収益	2,449,500	2,572,000	△122,500
経常収益計	70,385,900	73,760,400	△3,374,500
(2) 経常費用			
①事業費	60,528,015	63,900,750	△3,372,735
給料手当	21,606,800	21,439,600	167,200
臨時雇賃金	10,200,000	10,200,000	0
退職給付費用	157,623	665,152	△507,529
法定福利費	3,815,980	3,776,640	39,340
福利厚生費	2,160,552	2,195,172	△34,620
旅費交通費	359,000	343,000	16,000
通信運搬費	4,478,516	4,273,272	205,244
減価償却費	62,248	62,248	0
消耗品費	1,140,860	1,809,640	△668,780
印刷製本費	261,538	257,538	4,000
水道光熱費	566,496	558,628	7,868
賃借料	5,000,114	4,952,120	47,994
リース料	1,647,074	1,488,500	158,574
保険料	196,700	243,908	△47,208
諸謝金	1,788,000	2,116,000	△328,000
租税公課	473,000	430,000	43,000
車輦関係費	196,700	141,624	55,076
広告宣伝費	985,228	1,164,832	△179,604
新聞図書費	120,000	120,000	0
支払手数料	1,186,942	1,357,892	△170,950
慶弔費	300,000	350,000	△50,000
会員福利費	3,540,000	5,621,000	△2,081,000
売上原価	25,000	35,000	△10,000
修繕費	78,680	78,680	0
雑費	180,964	220,304	△39,340
②管理費	17,696,499	18,992,566	△1,296,067
給料手当	6,823,200	6,770,400	52,800
退職給付費用	49,775	210,048	△160,273
法定福利費	1,034,020	1,023,360	10,660
福利厚生費	585,448	594,828	△9,380
旅費交通費	430,000	410,000	20,000
通信運搬費	400,484	438,728	△38,244
減価償却費	16,868	16,868	0
消耗品費	309,140	490,360	△181,220
印刷製本費	7,462	7,462	0
水道光熱費	153,504	151,372	2,132
賃借料	1,354,886	1,341,880	13,006
リース料	224,926	224,500	426
保険料	53,300	66,092	△12,792
車輦関係費	53,300	38,376	14,924
支払負担金	2,885,000	2,885,000	0
渉外費	900,000	970,000	△70,000
広告宣伝費	44,772	51,168	△6,396
会議費	615,000	1,502,000	△887,000
支払手数料	1,585,058	1,599,108	△14,050
慶弔費	100,000	120,000	△20,000
修繕費	21,320	21,320	0
雑費	49,036	59,696	△10,660
経常費用計	78,224,514	82,893,316	△4,668,802
評価損益等調整前当期経常増減額	△7,838,614	△9,132,916	1,294,302
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△7,838,614	△9,132,916	1,294,302
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
租税公課(法人税等)	127,000	170,000	△43,000
当期一般正味財産増減額	△7,965,614	△9,302,916	1,337,302
一般正味財産期首残高	167,829,488	169,078,988	△1,249,500
一般正味財産期末残高	159,863,874	159,776,072	87,802
(うち基本財産充当額)	(5,000,000)	(5,000,000)	
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	159,863,874	159,776,072	87,802

第8回定時総会 開催致しました

去る5月28日(木)午後3時30分から新横浜グレイスホテルにおいて第8回定時総会が開催されました。当日は新型コロナウイルス感染症防止のため縮小して行われ、委任状を含め1,897名の出席があり、全議案審議の結果、原案通り可決承認されました。

- 第1号議案 令和元年度事業報告承認の件
第2号議案 令和元年度決算報告承認の件及び監査報告
報告事項1 令和2年度 事業計画報告の件
報告事項2 令和2年度 収支予算報告の件

令和2年度事業計画

I 基本活動

本会は健全な納税者団体として、誠実な記帳と適正な申告の普及徹底を図り、租税に関する研究調査を行い、もって納税道義の高揚及び公平な税制と円滑な税務行政の確立、事業経営と地域社会の健全な発展に寄与するとともに、会勢拡大に努め組織の基盤を確立することを基本に事業活動を展開してまいります。以上の基本方針の基、本年も引き続き本会の目的を達成するための諸事業を推進し、本年実施される青色申告特別控除65万円の見直しを含む税制改正等、会員企業が関係する納税環境の変化に税務当局と連携し情報発信に努め、信頼される会活動に向けて取り組んでまいります。

II 事業計画

1 税制指導に関する事業

- (1) 複式簿記普及のための青色学校の開催と個別記帳指導を通じ、「青色申告特別控除65万円」適用の推進と記帳水準の向上を図る。
(2) 記帳確認をはじめとした自己研さん運動を積極的に展開する。

- (3) 新規青色申告者をはじめ新入会者の記帳指導に努める。
(4) 会計ソフト「ブルーリタリンA」の利用普及を図り、経営・記帳の合理化を推進する。
(5) 会計システムを活用し指導相談体制の充実を図るとともに積極的にe-tax利用を推進する。
(6) 会員の減価償却資産適正管理と利便性向上に資するため会計システムを活用し減価償却計算書の配布サービスを実施する。

- (7) 各種研修会、説明会を開催し、税務知識の普及を図る。
(8) 専門家による税務相談会を実施する。

- (9) 職員の指導力向上のための研修の充実を図る。
(10) 一般社団法人全国青色申告会総連合に協力し、税制改正運動を推進する。

2 組織の拡充に関する事業

- (1) 記帳帳簿等保存制度の対象者拡大に伴い、指導活動を通じてより一層の青色申告制度普及と入会勧奨を推進し、会員増強を図る。
(2) 税務署の青色コーナーに協力し、青色申告制度普及に努める。

- (3) 役員研修会を開催し、税務知識を高め、組織の活性化と会員増強に役立てる。

- (4) 青年部・女性部の充実・強化により後継者の指導育成を図る。
(5) 関係各官庁・友誼団体と相互連携・協調・交流を図る。

- 3 広報等に関する事業
(1) 会員に必要な税情報を提供し、健全な税務知識の普及を図る。

- (2) 機関紙「青色かながわ」を発行する。
(3) 地域行事・税を考える週間・確定申告期において、積極的に青色申告制度と本会のPRに努める。
(4) ホームページを活用し情報発信に努める。

4 福祉厚生に関する事業

- (1) 研修旅行をはじめ各福利厚生生活を通じ、会員相互の親睦と交流を深める。
(2) 会員の生活安定の為、小規模企業共済、各種共済・保険の普及を図る。
(3) 生活習慣病健診の継続的な実施や保険の普及等、健康厚生事業を推進する。
(4) 専門家による法律相談会を実施する。
(5) 各種会員優待サービスの周知を図る。

5 会運営

- (1) 理事会、委員会部会等の各種会議を開催し、円滑な会運営に努める。
(2) 事務局の充実発展のために諸施策を推進する。
(3) 会館取得及び事務局移転を検討する。
(4) 会財政の健全化に努める。

神奈川県より

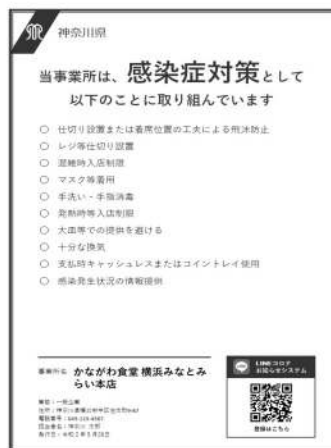
感染防止対策取組書 LINEコロナお知らせシステム

Q. 感染防止取組書とは

店舗・施設等において、業種ごとに定められた感染対策のガイドラインに沿った対策を取っているかを、一覧で示すことができます。取組書を店内・施設内に掲示いただくことで、来訪された方に、事業者の方が行っている感染対策を、県内で統一されたフォーマットで分かりやすく示すことができます。

—お問い合わせ—

新型コロナウイルス感染症専門ダイヤル
(平日(9時00分から17時00分))
045-285-0536または050-1744-5875
音声案内につながります
(4) その他を選択してください



取組書



QRコード読取用紙

Q. 登録するメリットは？

- その1 ● お店やイベントで行っている感染対策を分かりやすく掲示できます。
(感染対策ガイドライン等に沿った対策をとっているかをPRできます。)
- その2 ● 「LINEコロナお知らせシステム」を導入していることで、お客様などに安心・信頼してお店等をご利用いただけます。
- その3 ● 今から皆さんが取り組むことによって、新たな感染拡大の波を抑え、持続可能な営業環境が保てます。

横浜市からのお知らせ

●●● 個人住民税は特別徴収で納めましょう ●●●

- ◆ 個人住民税の特別徴収とは、事業主（給与支払者）が、毎月の給料の支払時に、所得税と同じように、給料から差し引いて徴収し、従業員の方に代わって、市町村へ納入していただく制度です。
- ◆ 事業主（給与支払者）は特別徴収義務者として、法人・個人を問わず、全ての従業員について、個人住民税を特別徴収していただく必要があります。（地方税法第321条の4）
- ◆ 神奈川県及び県内全ての市町村では、神奈川県統一基準を満たす場合のみ、普通徴収が認められます。神奈川県統一基準については、横浜市のホームページをご覧ください。

<特別徴収に関するよくあるご質問>

Q 従業員が少ない事業所でも特別徴収しなければいけませんか？

A しなければいけません。ただし、給与の支払いを受ける従業員（納税義務者）が常時10人未満の事業所の場合は、市町村に申請承認を受けることにより、年12回の納期を年2回にする「納期の特例」を利用できます。

Q 従業員が退職した場合、どのような手続が必要ですか？

A 特別徴収により住民税を徴収している従業員が退職・転勤等により異動した場合、「給与支払報告（特別徴収）にかかる給与所得者異動届出書」（以下「異動届出書」という。）を提出してください。提出する様式はホームページからダウンロードできます。

※異動届出書は、異動事由が発生した日の属する月の翌月10日までに提出してください。

Q 新しく入社した社員を特別徴収にしたいのですが、どのような手続が必要ですか？

A 「特別徴収への切替依頼書」を記入し、切り替える期の普通徴収の納付書と納税通知書の表面のコピー、納付した期分がある場合は領収書のコピーを添付して横浜市特別徴収センターに提出してください。なお、納期限が過ぎている税額は切り替えられません。ご自身で納付するようお願いください。

【お問合せ先】横浜市特別徴収センター（財政局法人課税課）

〒231-8314 横浜市中区真砂町2-22 関内中央ビル9階

電話：045-671-4471 受付時間：8時45分～17時15分（土・日・祝日を除く）

横浜市 特別徴収

検索

7月～8月港北出張所について

7月・8月の下記日程を予約制とさせていただきます。

ご来所の際は前日までにお電話にて、ご予約ください。ご予約のない日は閉所とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

●予約開設日

7月 6日(月)・13日(月)
20日(月)・27日(月)
8月 3日(月)・17日(月)
24日(月)・31日(月)

●受付時間 10時～11時30分・13時～14時30分

●予約電話番号

045(433)5221

所得税及び復興特別所得税の

予定納税の納期と減額申請

予定納税(第1期分) 納付期限
令和2年7月31日

●予定納税の納付額及び納付期限

予定納税が必要な方には、6月中旬に税務署から「予定納税額の通知書」が送付されます。その通知書に記載された第1期分の金額が納税額となります。

第1期分として7月1日から7月31日までに、第2期分として11月1日から11月30日までに、納めることになっています。また振替納税をご利用の方については納期限(第1期分令和2年7月31日(金)、第2期分令和2年11月30日(月))に指定の金融機関の口座から自動的に引落されます。

●予定納税の減額申請

廃業や業況不振、災害などの理由により、令和2年6月30日の現況で、令和2年分の「申告納税見積額(年間所得や所得控除などを見積もって計算した税額)」が、税務署から通知されている「予定納税基準額」よりも少なくなると見込まれる場合は、予定納税の減額申請をすることができます。

第1期分及び2期分の予定納税の減額申請をする場合は、令和2年7月15日(水)までに「予定納税額の減額申請書」を税務署に提出してください。その申請について承認されれば予定納税は減額されます。

なお、第2期分のみ減額申請は、令和2年11月16日(月)までです。(この場合は、令和2年10月31日の現況で見積ることとなります。)

心よりお祝い申し上げます。

「税理士功労」での旭日小綬賞を受彰されました。本受彰を祝し、第8回定時総会において仲戸川会長より記念品を贈呈いたしました。



益子良一副会長におかれましては、この度春の叙勲において元日本税理士会連合会理事として税理士業界の発展と小規模納税者に対する税務指導の公益活動を行うなど円滑な税務行政の執行に寄与されてきた功績により

当会副会長 益子良一氏
春の叙勲 受彰される

労働保険のお知らせ

令和2年度・労働保険(労災保険・雇用保険)の確定・概算申告と保険料等の納付はお早めに。

申告・納付期間は

6月1日(月)～8月31日(月)です。

※ 令和2年度は期限が延長となっています。

労災保険と併せて石綿健康被害救済のための一般拠出金も申告・納付となります。

労働保険料は口座振替が便利です!



検索

厚生労働省 労働保険 口座振替

※ 申込締切日を過ぎて提出された場合は、次の期からの振替となります。

お問い合わせは、

神奈川労働局 総務部 労働保険徴収課
適用第1係・第2係・第3係
電話 045-650-2803

弁護士・税理士による

無料法律・税務相談会

7月7日(火) 税務相談

8月4日(火) 税務相談・法律相談

会場 本部事務局 3F

受付時間 13時～15時

電話 045-433-5221

※相談時間はお一人様30分の予約制です。